

佐久市における住民票の写し等の交付に係る

本人通知制度及び本人告知制度の実施について

1 制度の目的

住民票の写しや戸籍謄抄本等（以下「住民票の写し等」という。）を代理人に交付した場合、その交付事実を委任した者に通知するほか、住民票の写し等が第三者に不正取得されていた場合、取得された者等にその事実を告知することにより、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利や人権侵害の抑止又は防止を図ることを目的とします。

2 制度の概要

- (1) 当市の「**本人通知制度**」は、住民票の写し等の取得を本人が委任状により代理人に委任し、市がその代理人に交付した場合にその交付事実を委任した本人に通知する制度です。（全市民型）
- (2) 当市の「**本人告知制度**」は、法令の規定により住民票の写し等を請求できる第三者が、住民票の写し等を不正取得したことが明らかになった場合に、取得された本人等にその事実を告知する制度です。（告知型）

3 実施期日

平成26年4月1日から実施

【用語の定義】

- (1) 「**住民票の写し等**」とは、住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し、戸籍謄抄本、戸籍記載事項証明書、届出書の記載事項証明書（全部または一部を問わず、除票、除籍、改製されたもの、磁気ディスクをもって調整されたものを含む。）をいう。
- (2) 「**代理人**」とは、法令により住民票の写し等を請求できる本人等が、その請求と受領を委任した者をいう。
- (3) 「**不正取得**」とは、偽りその他不正な手段により、住民票の写し等の交付を請求し、取得することをいう。
- (4) 「**第三者**」とは、法令の規定により、住民票の写し等を請求できる本人以外の者（司法書士、行政書士など8士業者、借用書や契約書等に基づき返済や代金を請求するなど権利の行使する正当な理由がある者、保険契約に基づき被保険者に重要な通知をするなど義務を履行する正当な理由がある者、法令に基づく事務を遂行する国や地方自治体等の職員）をいう。

3 具体的な内容

項目	本人通知	本人告知
(1) 通知又は告知の要件	本人が、住民票の写し等の請求を代理人に委任し、市がその代理人に住民票の写し等を交付した場合	第三者が、住民票の写し等を不正取得により罰金等の刑に処せられたことが明らかになった場合、又は国や県の機関からの通知等により、不正取得が行われた事実が明らかになった場合で、かつ不正取得された住民票の写し等の交付請求書が保存されており、交付の事実確認ができる場合（請求書の保存期間は現行2年）
(2) 通知又は告知の対象者	本人通知の対象者は、市の住民基本台帳や市が作成した戸籍（除籍、改製原戸籍記載事項証明を含む。）及び戸籍の附票に記載されている者で、代理人に住民票の写し等の請求を委任した者（委任者）	本人告知の対象者は、次のとおりとする。 1 不正取得された個人が特定できる場合は、取得された本人 2 戸籍謄本又は全部事項証明（除籍、改製原戸籍等を含む。）及び戸籍の附票の写しの全部証明で、取得された個人が特定できない場合は、取得された戸籍等の筆頭者（筆頭者が死亡している場合は、その配偶者又は直系の尊属卑属でその筆頭者に最も近い親等の者） 3 世帯全員が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書で、取得された個人が特定できない場合は、取得された世帯の世帯主

項目	本人通知	本人告知
(3) 告知の対象外		本市に戸籍または住民票がなく、被取得者の所在が確認できない場合や告知対象者が死亡又は失踪宣告を受けている場合は告知の対象外とする。
(4) 通知又は告知の方法	市は、代理人からの請求により住民票の写し等を交付したときは、その旨を書面で、本人等に郵便又は信書便により通知する。	市は、不正取得の事実を通知する書面を作成し、告知の対象者に簡易書留により郵送する。
ア通知又は告知の内容	交付年月日、交付証明書、通数	左欄のほか不正取得の事実を通知する。 また、面談等により、告知理由や不正取得の事実関係について説明する。
(5) 通知又は告知後の対応	市は、本人通知後、対象者からその住民票の写し等の交付に関する相談があった場合は、個人情報の開示等の請求方法について説明するとともに、庁内関係部署と相談し、関係機関等と連携を図り対応する。	市は、対象者から不正取得に関する相談及び人権侵害等に関する相談があった場合は、個人情報の開示等の請求方法について説明するとともに、庁内関係部署と相談し、関係機関等と連携を図り対応する。
(6) その他	本人通知又は本人告知の処理にあたっては、関係者のプライバシーの保護及び秘密の保持を徹底し、住民票の写し等に記載されている者が、不利益を受けることのないよう留意する。	

4 経過措置

この制度は、平成26年4月1日から施行し、平成24年4月1日以降制度施行の日の前日までの不正取得についても、本人告知の要件に該当するとみなして告知対象とする。